

橋本周辺広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成 20 年 7 月 9 日
条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。